

平成22年3月20日

吉岡辻総合法律事務所 御中
吉岡 桂輔 先生

弁護士 馬場 真由子

英国滞在報告書（第2回）

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

さて、今回は、第2回の報告書簡として、平成22年2月1日から同年3月15日までの英国滞在概況について、ご報告させていただきます。今回は、イギリスの司法制度概要（弁護士）、雇用審判所（Employment Tribunals）、フランスの裁判所、英国大学教授の論文「陪審は公平か？（Are juries fair?）」について書かせていただきます。

第1 イギリスの司法制度(弁護士)について

1. イギリスの弁護士制度の概要

今回はイギリスの弁護士裁判所について説明いたします。

弁護士は、バリスタ（法廷弁護士）とソリスタ（事務弁護士）に分かれています。

（1）ソリスタ（事務弁護士）

事務弁護士は、当事者から直接法律相談に応じ、その依頼を受けて契約書を作成するなどの法律事務を処理します。訴訟事件については、証拠収集、争点整理手続への出席、弁論等の準備作業を担当するものの、法律構成、法廷における弁論等は原則として法廷弁護士に委ねます。

以前は、県裁判所、治安判事裁判所において弁論活動を行うことができただけでしたが、現在は、試験に合格した事務弁護士については、法廷弁護士と同様に、上位裁判所における弁論活動ができるようになりました。

（2）バリスタ（法廷弁護士）

法廷弁護士は、以前は、上位裁判所（刑事法院、高等法院、控訴院、貴族院）における法廷弁論権（right of audience）をほぼ独占していましたが、現在は、試験に合格した事務弁護士も上位裁判所での弁論活動ができるようになっています。

原則として当事者から直接依頼を受けることができないので、事務弁護士から事件の依頼を受けることとなります。事務弁護士の法律相談に応じ、また、法廷で弁論することが、その主要な職務です。法廷弁護士は専門分野を持つことも多いようです。

現在は、資格を得た法廷弁護士が事務弁護士を介さずに、一般市民からの法律相談や文書作成等の依頼を直接受けることができるパブリックアクセスが始まりました。しかし、法廷弁護士が行えない事務弁護士の業務（訴訟手続、文書の送付等）も、依然として残っています。

法廷弁護士は、ジュニア・バリスタとクイーンズ・カウンセル(Q. C. , 勅選弁護士)に区分されます。これまで、勅選弁護士は、10年以上の実績のあるジュニア・バリスタの中から、大法官の助言に基づき国王が任命しており、大法官に実質的な選任権がありました。しかし、2005年7月から、応募に対して法曹関係者及びそれ以外の者で構成される選任委員会(Selection Panel)が選任した上、大法官がこれに基づき国王に助言し、国王が任命することとなりました。また、これまで、勅撰弁護士は、法廷弁護士のみから任命されていましたが、現在は、事務弁護士のうち上位裁判所で弁論活動ができる者についても、勅撰弁護士に任命することが可能になり、実際に任命もなされているようです。勅選弁護士になると、原則として、助言及び難事件の法廷弁論のみを行うのが通常となります。

(3) ソリシタとバリスタの関係

制度上、法廷弁護士と事務弁護士は独立かつ対等の職階で、上下関係にはありません。

また、現在では、前述したように一連の制度改正により、法廷弁護士と事務弁護士の違いが少なくなっています。

なお、2009年12月現在、独立開業している法廷弁護士数は12,241人で、2009年7月現在、開業証書(Practicing Certificate)を保有する事務弁護士の数は、11万5,475人です。

第2 雇用審判所 (Employment Tribunals)

1. 英国 (イングランド及びウェールズを指す。以下同じ。) の雇用審判制度

イギリスの雇用審判所は、私が審判(Tribunals)を傍聴したロンドン中央雇用審判所(London Central Employment Tribunals)(第2項写真参照)を始め、25か所の審判所があり、それぞれ地域ごとに地域統括裁判官が統括しています。

雇用審判所はもともとは、労働審判所(Industrial Tribunals)という名称でしたが、1998年8月に現在の雇用審判所に名称変更されました。この背景には、従前盛んであった労働組合を中心とした、労使の対立という構造がなりを潜め、むしろ、組織内における、性差別(Racial Orientation)や障害者差別(Disability Discrimination)等による個々人の訴えが増加してきたことによるとの分析がなされています。

雇用審判所は、いかなる政府機関からも独立し、公開、公平、公正な判断を行うことを目的としており、審判は、職業裁判官1名と、労使それぞれを代表する一般人の審判官(lay-member)2名の合計3名が合議体を組んで行われます。

申立ての手続きは、申立人(Claimant)が申立書を提出すると、3日以内に被申立人(Respondent)に送付されます。これに対して、被申立人は、28日以内に答弁書を提出する必要があります。なお、各審判所には、手続の概要を記載したブックレットが備え付けられており、申立人は、ブックレットに付属の書式を埋めるだけで簡単に申立書を作成できるようになっています。

被申立人から答弁書が提出されると、申立書と答弁書は自動的に行政機関である ACAS というあっせん、調停を目的とする行政機関にも送付され、当事者に向けてあっせん、調停の試みがなされます。ACAS によるあっせん、調停が失敗すると、いよいよ、上記で述べた 3 名の合議体による審判が開始するのですが、証人は宣誓の上、交互尋問により尋問を受けていましたので、通常の裁判と殆どかわらない手続き、雰囲気でした。

審判は原則公開なのですが、性差別等を理由とする審判では非公開 (Private) の判断がなされることも多く、その場合は、傍聴が禁止されます。私が傍聴に行った日には、かなりの数の非公開事件があったように思われました。

審判終了の後、4 週間以内に判断がなされます。この判断に不服の場合は、雇用上訴審判所 (Employment Appeal Tribunals) に上訴することができます。日本の労働審判制度では、通常の裁判に移行することになっているので、この点は、日本と異なる点です。

2. 傍聴手続き

ロンドン中央雇用審判所 (London Central Employment Tribunals) は、一般のビルの中にあり、その建物の入り口も「Victory House」としか記載されておらず、外観からは雇用審判所と識別することができませんでした。入り口で受付の女性に傍聴を希望する旨伝え、ラップトップに名前・住所などの個人情報を入力され、入館者カードを作成してもらえます。受付を済ませるとすぐ隣の部屋に審判のタイムテーブルが掲示されており、公開が制限されている審判の場合には Private と書かれています。



第3 フランスの裁判所

イギリスに滞在し、地理的に複数の国における裁判制度を比較することができる環境にありましたので、フランスで刑事、民事双方の法廷傍聴をしました。

1. パリの裁判所

パリで最も大きな裁判所はシテ島という、パリ市内の中心部に位置し、司法裁判所に属する、破棄院(Cour de cassation)、控訴院(Cour d'appel)等を含めた主要な裁判所がここに集中しています。



2. 刑事裁判所

私は、法定刑として10年以下の拘禁刑又は3,750ユーロ以上の罰金が定められている犯罪に係る刑事事件の第一審を管轄する軽罪裁判所(Tribunal correctionnel)の審理を傍聴しました。

裁判官は3人で、被告人は、傍聴席の右端にあるアクリル板の策の中に出廷し、保釈

や在宅起訴の被告人は、傍聴席で待機します。審理は、大量の事件の公判を被告人を入れ替えて、順次進めます。私が傍聴した時、被告人席に4人の被告人が現れたので、共犯事件かと思ったのですが、全て無関係の個別事件の被告人で、審理の迅速化を図るために、審理が連続する被告人を在廷させていただけでした。同じく審理の迅速化を目指す英国の法廷においてもこのような事態は見受けられなかったので大変驚きました。

暴行事件の人定質問から論告・弁論までを傍聴できましたが、検察官は論告求刑のみを読み上げ、尋問は裁判長が直接被告人にしていました。フランスでは糾問主義が採用されているそうです。

3. 民事裁判所

民事事件については、第1審にあたる、大審裁判所(Tribunal de grande instance)の事件を傍聴しました。

この大審裁判所は、訴額が1万ユーロを超える民事事件の第一審を一般的に管轄し、3人の裁判官の合議による審理が原則となっています。私が傍聴した事件は、ある雇用主と従業員間の労働事件で、双方代理人が弁論をしていましたが、もう1名、スーツの男性が法廷で発言しており、フランスでは代理人以外が法廷で発言することは禁止されているようなので、この男性は何らかの権限があり出廷しているようでした。

なお、第1審では、期日は基本的に1回で終了し、大抵の場合、裁判官は、弁論期日終了後に、書証を検討するという書証中心主義となっているそうです。

4. イギリス司法制度との対比

今回、フランスの裁判所の審理を傍聴できたことで、イギリスの裁判所との類似点も発見できたほか、かなりの相違点があることも感じ取ることができました。

刑事第1審の糾問主義的な審理の進め方は、検察側代理人及び被告側代理人が徹底的に尋問するイギリスの法廷とは対照的ですし、裁判官は、検察官と同一の職業集団としての司法官(magistrats)と呼ばれていることも、代理人(日本と同様の意味での職業検察官は存在しない。)及び裁判官がともにバリスタ(Barrister)出身であるイギリスの制度と異なることが分かりました。

余談ですが、刑事事件の際、3人の裁判官のうち裁判長を含めた2人が女性で、検察官および被告弁護人双方女性で、法曹の女性比率の高さに驚きました。小耳にはさんだ話だと、最近の裁判官任官者は8割が女性だということです。

第4 英国大学教授の論文「陪審は公平か？(Are juries fair?)」

今回は、先月(平成22年2月)報道で話題になった「陪審は公平か？(Are juries fair?)」という陪審員に対する調査報告書について触れたいと思います。

これは、イギリス司法省(Ministry of Justice)が発表した報告書ですが(同省のHPからダウンロードすることができます^{*1})、

*1<http://www.justice.gov.uk/publications/docs/are-juries-fair-research.pdf>

これは、ロンドン大学の Cheryl Thomas 教授が中心となったチームが、陪審員経験者を中心に、実際の陪審事件を傍聴してもらい、陪審員は人種等によって被告人を差別することはないか、陪審員の裁判官の説明がどの程度理解できたか、審理以外（インターネット等）で事件に対する情報をどの程度得ていたか等、陪審の公平性についてイギリスで初となる大規模な調査を行ったというものです。

結論としては、陪審は公平であるということのようですが、とくに注目される点は、自衛行為の論点を含む2つの法的問題に関する裁判官の説明を完全に理解できたのは、陪審員の約3分の1に過ぎなかったという調査結果です。もちろん、これはデータの読み方にもより、統計は「きわめて容易に理解できた」を「0」、「きわめて理解困難だった」を「5」としているため、どこまでを「理解できた」として統計をとるのが難しいところだと思いますが、イギリスでは、「陪審員は裁判官の説明をあまり理解していなかった。」として報じられ、ニュースとなっていました。

私が傍聴した刑事事件でも、刑事裁判裁判官のサミングアップという陪審員に対する説示は30分もあり、最初から最後まで集中力を維持することが難しく、実際に寝てしまっている陪審員さえいました。この結果を受け止め、裁判所は分かりやすいサミングアップを導入すべきだと感じました。昨年裁判員制度を導入した我が国にとっても、この論文は今後の裁判員制度を見直すのに重要な指標となると思われました。

以上にて、今回の報告を終わらせていただきます。